

### ③ボランティア活動資金助成 審査基準

[組織]

- 1 福祉活動を目的としたボランティアグループであること
- 2 市町社会福祉協議会にボランティア団体として登録されていること

[事業]

- 1 先駆的・モデル的な事業またはボランティア団体が新規に取組む事業であること。  
※先駆的・モデル的な事業とは…開発的（新しい）、発展的（広がる・深みのある）内容や効果が期待できるもの  
※この助成を受けた事業に“対象”が変わっただけの事業は不承認
- 2 福祉ボランティアであってその活動が福祉に着目していること
- 3 活動が福祉のまちづくりに貢献していること
- 4 営利目的の事業ではないこと
- 5 調査研究が主な事業ではないこと
- 6 行政や他団体から（申請の事業に）助成補助を受けていないこと
- 7 自助活動（団体構成員の相互扶助、親睦を目的とする活動）ではないこと

[経費]

- 1 講師謝金・旅費

会員に支払うものは、基本的に対象外とする。

会員に支払う場合、次の条件を満たす場合は、外部講師料より基準を下げる承認するものとする。

(条件) 専門性が高く代替えもない場合で、公開の講座に限る。

講師謝金は「三重ボランティア基金助成講師謝金・旅費支払基準表」を適用のこと  
旅費は実費とする。

会員の活動旅費、受講料等は会で負担のこと

- 2 団体の経常的な運営管理費、飲食料等は対象外

- 3 備品購入費は対象外

- 4 事業内容に照らして不適切な経費は対象外

個人にかかる費用（材料費、ボランティア保険料等）は自己負担とする

自己研修（団体内部のものの知識や技術を高める研修）である場合は半額程度自己負担とする

[その他]

- 1 繰越金が概ね助成基準額を超えていないこと

ただし、繰越金については使途を確認したうえで審査に諮り、活動を継続・発展させるために必要と判断した場合は助成の対象とする

- ・その他事業実施に必要ないと判断されるもの